

大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範

平成 19 年 11 月 1 日運営協議会承認

平成 24 年 3 月 28 日運営協議会承認

平成 27 年 3 月 11 日運営協議会承認

平成 30 年 9 月 26 日運営協議会承認

本学における学術研究の成果が、より豊かな社会の発展に寄与するためには、本学研究者は、自らの行動を厳正に律するための高い倫理を確立しなければなりません。

この規程において、本学研究者とは、研究活動を行う本学常勤及び非常勤の動員、研究員及び職員、学生、研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者をいう。

これらのことから、本学は次のとおり本学研究活動に係る行動規範を定めるものであります。

1. 研究者の行動責任等 研究者は、平成 18 年 10 月に日本学術会議が策定(平成 25 年 1 月改定)した声明「科学者の行動規範」の趣旨に基づき、行動しなければならない。

2. 研究活動における不正行為等について

(1) 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、加担してはならない。

(2) 研究者は、既発表または投稿中の論文と同一内容または極めて類似した内容の論文を同一著者又は少なくとも 1 名を含む著者により投稿してはならない(二重投稿の禁止)。

(3) 研究者は、研究データ・資料の厳正な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するような研究環境の整備に努めなければならない。

研究データ・資料の保存期間は、文書・数値データ・画像等の研究資料は 10 年、実験試料・標本・装置等の有体物は 5 年とする。

(4) 研究者は、研究データ・資料の開示の必要性及び相当性が認められる場合には、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 研究者は、不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組むよう努めなければならない。

3. 研究費の不正使用について 競争的資金等(文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金)は、その原資が国民の税金であることを踏まえ、研究者は、研究費を使用するにあたっては、関連する法令、諸規則及び通知など、ならびに本学諸規程を遵守しなければならない。

研究者は、学内で配分される研究費に関しても、本学諸規程を遵守し、適正な使用がなされなければならない。

以上